

地方税統一 QR コードの活用に係る検討（令和3年度 第1回） 議事概要

1 日時：令和3年9月6日（月）15：00～17：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- (1) 構成団体より検討状況報告
- (2) 運用開始に向けた課題等について

4 資料

- ・資料1 開催要綱
- ・資料2-1 eLTAX 改修等の検討状況の方向
- ・資料2-2 地方税統一 QR コード導入に係る金融業界団体の対応について
- ・資料3 運用開始に向けた課題等について

5 議事概要

○構成員、●事務局

(1) 構成団体より検討状況報告

地方税共同機構・全国銀行協会から資料2-1・資料2-2に沿って説明。以下の点を補足。その後、質疑応答を実施。

・地方税共同機構補足

- 地方団体向けの「見積参考資料」において QR コードの規格、および納付書への印字等について追加し、本年8月末日で修正版として改めて地方団体に周知している。
- 先日、事業者の選定を実施し、契約相手方のシステムベンダーを決定した。これからシステムの要件定義等の工程に入り、来年9月を目途にシステムの開発工程を完了することを目標としている。また、令和4年4月頃には、スマホ決済アプリ事業者との接続のためのインターフェース仕様書（API）を公開予定。全地方団体・各金融機関・各スマホ決済アプリ事業者との連動試験は令和4年10月以降開始することで検討中。
- スケジュールについては現在の想定であり、今後、前後する可能性もある。

・全国銀行協会補足

- 本資料は金融業界団体の対応について報告するものだが、記載の内容は各業界団体と調整のうえ例示的に紹介するものであり、必ずしもその他団体において検討が行われ

ていないことを意味するものではないため、ご留意いただきたい。

(2) 運用開始に向けた課題等について

総務省から資料に沿って説明。以下の点を補足。その後、質疑応答を実施。

- 資料3の2頁において、納入済通知書等の取扱いの考え方を記載しているが、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となること、主体が地方税共同機構と各金融機関となるため、「考え方」として示している。
- 基本となるのは、地方団体における消込をしっかりと行えるということ。また、一定期間経過後に地方団体から金融機関に照会した場合に確実に対応いただけるという観点から、済通の取扱いについて検討する必要があると考えている。
- 現在、紙で地方団体に回付された済通については、本検討会の構成団体である地方団体においては、5年～10年程度保管しており、これは納税者からの照会に対応する観点から複数年間保存しているものと認識している。例えば、地方税の時効が5年あるいは7年となること、地方団体および地方団体から収納を依頼している金融機関の双方において、数年間はこの情報を保管することが良いのではないかと考えている。
- 資料5頁のとおり、領収証書部分に関しては、スマホのPayアプリで統一QRコードを読み込み納税する納付者にとっては、別のQRコードがないことが望ましいと思われ、そうした納税者等の混乱を避ける観点から、原則、領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードは付さないこととする方針としている。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではないと思っており、こうした考え方については地方団体と今後共有していきたい。
- 資料6頁に記載のとおり、引き続き、関係機関間で調整が必要な事項等について検討・情報共有を行うこととしたいと考えているが、こうした点がないと前に進めないという点など、是非、検討会で取りあげるべき課題があれば事務局宛お寄せいただきたい。
- 今後のスケジュールは資料7頁だが、可能なものについて最新化を図った。主に、一番下の金融機関・MPNの部分となり、eLTAXとの連動試験について、MPNの定期試験スケジュールを参考に、2回開催を前提に検討している旨を記載した。詳細は変更となる可能性もあるが、概ねこうした前提ということで記載している。今後も可能な部分は最新化を図り、皆様と共有して着実に進めていきたい。

【質疑応答】

・支払期限経過後の取扱いについて

- 納入済通知書の保管の方法に関して、支払期限を経過している、していないに関わらず、同一ルールによる対応をお願いしたい。仮に、支払期限の経過有無により仕分けをするというかたちになると、営業店等における事務負担が非常に大きくなる。

- 支払期限超過後の保管も含め、様々な運用ルールは出来るだけシンプルにするべきということについては、指摘のとおりと考える。金融機関、また、地方団体の実務に即したルールを作っていきたい。

- ・ QR コード下部への文言の記載について

- 外部委託している自動車税種別割の納税通知書等の印刷・封入・封緘作業において、領収証書片に QR コードを印刷して品質管理に利用している。地方税統一 QR コードの印刷を開始する令和 5 年 4 月以降も印刷作業の品質を担保するためには、領収証書片への QR コードの印刷を続けざるを得ないであろうと判断している。そのため、納税者への分かりやすさ等の観点から、地方税統一 QR コードの下部に「共通納税用」「支払用」といった文言をプレプリントすることを検討している。

同様に領収証書片等に QR コードを印刷する団体も存在すると考えられ、また、統一 QR コード以外に QR コードを付さないという場合であっても、共通納税用の QR コードだと納税者が分かるように表示することが有用であると考えられることから、2 点、検討をいただきたい。

1 点目は、地方税統一 QR コードの下部に文言をプレプリントすることを許容していただきたい。また、2 点目は、プレプリントする場合の表示文言を定めていただきたい。

- 御指摘のとおり、「共通納税用」、あるいは「支払用」という文言を付けるということについては、納税者の分かりやすさに資すると思われる。また、全国の地方団体で同様の文言を付す方が分かりやすい。一方で、各地方団体の納付書にそのようなスペースを確保できるのかという課題はある。地方団体すべてに「共通納税用」という文言のプレプリントを義務付けることは難しいかもしれないが、検討させていただきたい。

- ・ 収納委託手数料について

- 収納委託手数料に関して、QR コード導入時のシステム投資等に関して各金融機関が議論するに当たり、この手数料は必須の情報になることから、地方税共同機構での検討となっているが、なるべく早期にこの方針について説明をいただきたい。
- 手数料も含めて、取扱条件については、基本的には、地方税共同機構において検討いただくものと考えている。早期に示す必要があるのではないかという点については、地方税共同機構とも共有が出来ているものと考えている。

- ・ 消込データ送信期限の運用ルールについて

- 現行の MPN の仕様書では、翌営業日に消込データの送信という記載があると思料するが、窓口では、後方の事務センターで QR コードの読み取りを行う予定である金融機関も数多くあると思われる。この場合、郵便やメール便等で送ることとなることから、少なくとも収納日の 2 営業日後で検討いただけないか。

- 消込データの送信期限については、決めなくてはいけない課題だと認識している。実態として、いつまでの送信期限であれば対応可能かについて、他の金融機関も含めて、教えていただけるとありがたい。

- ・ 案件特定キー、確認番号の付番について

- 業者と相談しているなかで、業者で独自の仕様を決めるという話がある。
本検討とは別だが、システムの標準化について検討をしているところ、カスタマイズは極力控えるという話になっているなかで、付番を各システム会社で決めてしまうことで、システム更新時に付番方法のカスタマイズが必要になる。
また、自治体合併の際、案件特定キーと確認番号が被る可能性もあるのではないかと。最低限、案件特定キーと確認番号の他に自治体コードで消し込みをかけるような仕様に見直しをしなければならないと考えるが、どうか。
- QR コードの中に格納する案件特定キーと確認番号については、付番ルールは各地方団体が検討頂くこととしている。現在、様々なルールで地方団体の皆さまが工夫のうえ付番しているものを令和5年に向けて統一していくということは難しいだろうということ、ここまでの議論でさせていただいたという認識である。
消込の仕方については、案件特定キーと確認番号に加えて地方団体コード、料金・税目区分を使って、各団体において消し込みをしていただくことを考えている。

(以 上)